

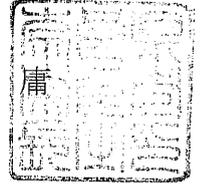


別紙様式第2号 (第3関係)

令和2年4月17日

奈良市議会議長 森田一成様

回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく、令和元年5月8日付け奈良市議第72号の三橋和史議員の文書質問について、令和元年5月21日付け及び6月13日付けで回答いたしました。その際に「調査に概ね半年程度を要する」としておりました項目について、調査結果を次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>2、管理者不明の橋について</p>
回答内容	<p>2、管理者不明の橋について</p> <p>令和元年5月21日付け及び6月13日付けの回答票において、市では管理者不明の橋についての箇所数、位置及び各施設の安全性等を把握していないため調査を行う必要があり、その調査結果が出るまでは相当の期間（概ね半年程度）を要する旨を回答いたしました。</p> <p>その後令和元年12月11日付けで11月末時点の調査状況を報告しましたが、今回、調査結果について回答させていただきます。</p> <p>1、市内に存する橋（私有地に存し、私人が管理すべきものを除く。）の数について</p> <p>1703橋です。</p>



2、1のうち国が管理する橋の数について
41橋です。

3、1のうち県が管理する橋の数について
74橋です。

4、1のうち市が管理する橋の数について
695橋です。

5、1のうち国県市以外の公共団体及びそれに準ずる団体が管理する橋の数について
83橋です。

6、1のうち私人(法人及び任意団体を含む。)が管理する橋の数(管理する私人を特定することができるものに限る。)について
163橋です。

7、1のうち管理者が不明である橋の数について
647橋です。

8、7に関して各施設の位置の把握状況について
市では、管理者が不明である橋の位置の把握のため、市管理の準用河川・普通河川についての占用許可情報を基にその位置情報を図面等に重ね合わせて、占用許可が無い橋の抽出作業を行いました。

その結果を受け、必要に応じて現地調査を行い、位置情報等のデータ化を図り、管理者が判明した場合は許可申請を行うよう指導するための基礎資料として、また管理者が判明しない場合については、管理者不明橋としての今後の対応の基礎資料として情報管理していきたいと考えております。

9、4のうち安全であることを確認することができていない橋の数について
28橋です。

10、7のうち安全であることを確認することができていない橋の数について
647橋です。

1 1、7に関して管理者を特定するために取り組んできた具体的な内容について（特に、平成30年度以降の具体的な取組内容について）

議員からの令和元年5月7日付け文書質問「2、管理者不明の橋について」を受け、橋の設置に係る河川等占用許可の情報をもとに管理者が不明である橋の抽出作業を行い、必要に応じ現地調査を行いました。

今後、引き続き占用許可が無い橋については占用許可申請してもらうため、対象者を特定する調査（橋周辺土地所有者等の調査）を行っていきます。その際、対象者が死亡されていたり法人が倒産したりして管理者が特定できない場合は、管理者不明の橋として通行実態の有無や必要に応じ安全確認を行っていきたいと考えております。

（担当部局： 建設部 土木管理課）

受理日 令和2年4月17日